

第4回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会

平成27年10月28日（水）

【事務局】 それでは、定刻前ではございますが、会議の進行をさせていただきたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局からご連絡を申し上げます。

私、本日進行を担当させていただきます、総務企画局企画課長の山嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、第4回検討委員会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。資料は上から、会議次第、委員名簿、座席表、それから、本検討委員会の報告書（案）、これに加えまして、松山委員のほうからお申し出がございまして、国の社会保障審議会福祉部会の報告書を配付させていただいてございます。また、委員の皆様には、第1回から第3回までの委員会の資料を、ドッチファイルにとじてお配りをしております。

次に、報道関係の皆様、また傍聴の皆様への注意でございます。本委員会は議論を公開しておりますことから、皆様方には円滑な議事進行にご理解とご協力を願いしたいと思います。報道関係者におかれましては、カメラ等の撮影、取材は、委員の自由な発言、議論の妨げとならないよう、十分ご配慮をお願いします。

また、傍聴者の皆様には注意事項をお配りしておりますが、傍聴席からの発言や拍手などはできません。これら注意事項を守られない場合にはご退席いただく場合もございますので、ご協力を願いいたします。携帯電話はマナーモードにして、通話はご遠慮いただき、議事の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、第4回福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会を開催させていただきます。会議の進行は針塚委員長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【針塚委員長】 おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、今回は最後の会議ということでございまして、これまで委員の皆様からいただきましたご意見を、議事録をもとに、事務局のご協力を得まして、本委員会の報告書（案）としてまとめさせていただきました。本日は、この報告書に記載された皆様のご意見に関

する記述や委員会としてのまとめについて、質疑や修正意見等がございましたらお伺いしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、報告書（案）について事務局に説明してもらいたいと思います。
どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 事務局です。報告書（案）の説明をさせていただきます。

まず、表紙をおめくりいただきます。右側の目次をごらんください。報告書の内容ですが、これまでの委員会における議論を、Iの保育士の処遇から私立保育所の運営状況、保育協会補助金の検証、今後の保育所運営補助のあり方、この四つの項目に整理させていただいております。続いて資料ですけれども、基本的にこれまで会議で説明いたしました主な資料、データなどにつきましては、それぞれ関連する項目の中に掲載しておりますが、資料1の保育協会補助金の概要及び資料2の保育協会補助金見直しに係る論点、この二つの資料につきましては、ボリュームの関係から、別に後ろのほうに掲載をさせていただいております。そして最後に、参考といたしまして、設置要綱、委員名簿、それから委員会の開催経緯を添付しております。

では内容に入ります。3ページをお開きください。まず、I保育士の処遇です。

1、確認事項ですが、ここでは、事務局や関係者から提出された資料やデータなどを、本検討委員会で確認しました内容を整理しております。

おさらいになりますが、まず、1、福岡市の保育士の状況につきましては、福岡市内には約1万600人の潜在保育士があり、指定保育士養成施設の卒業者の保育所への就職割合は約40%であること、保育士の離職状況は1施設当たり年間約18%であること。

4ページの中ほど、2の保育士の処遇等の状況につきましては、保育士の雇用形態は、常勤が全国と同水準の約80%、正規が約56%であること。給与月額は、中小企業全国ベースで全業種が30万400円に対しまして、保育士は25万9,300円、一方、一番下のポツになりますが、福岡県の保育士は、九州他県より比較的高い26万8,000円、また、恐れ入ります、5ページの一番上のポツになりますけれど、福岡市の正規保育士は30万3,700円であること。それから、6ページになります。初任給額ですが、福岡市の保育士は中小企業の全業種よりも若干高く、短大卒が18万6,000円、大学卒が19万8,900円であること。恐れ入ります、7ページ、一番上のポツになります。年次有給休暇の平均取得日数は、中小企業全産業平均と同程度の7.8日であることなどを確認いたしました。

次に下のほう、2の保育士の仕事の実態につきましては、福岡市保育士会による陳述意見を記載しております。

一つ目のポツ、保育士の仕事は、就学前の人間形成の根っこが育つ重要な時期に、科学的知識と実践知によって、就学後に必要な心情、意欲、態度を育むことである。8ページ、三つ目のポツになります。使命を持って保育に当たっているからこそ、保護者が安心して働くという社会的意義や子育て支援的意義を保育士が果たせており、保育士が保護者の就労支援を行っている。それから、三つ下のポツです。業務が多岐にわたることに加え、園児の登校時の態勢を充実させるためや、園児のけが、病気の保護者への説明のため、勤務時間を超えて業務を行っている。最後のポツ、変わらない処遇や保育士の仕事を認めてもらえないむなしさから押し潰され、意欲ある保育士がやめていくことも多いといったご意見でございました。

次の3、委員の意見は、保育士の処遇に関する各委員の意見を、1の処遇改善の必要性、それから処遇改善の方法、それから次のページ、その他に分けて記載しております。一つ一つの説明は省略させていただきます。

9ページ、この項目の最後に、各委員の意見を整理しました、4、まとめを記載しております。

(1) 処遇改善の必要性につきましては、子どもの教育・保育の質を上げるために、保育士の質の向上が必要である。保育士の離職防止や潜在保育士の保育所等への就労促進といった観点からも、保育士の処遇改善は重要である。

(2) 処遇改善の方法につきましては、就労促進を促すためには、賃金だけでなく、それ以外の労働条件も重要であり、経営者による適切な雇用管理が行われるよう働きかけが必要である。給与が高くとも離職者の多い職種があること等を踏まえると、給与以外の部分での働き方を支援するような仕組みのほうがより効果的であるとしております。

10ページ、二つ目の項目、II、私立保育所の運営状況でございます。

1、確認事項といたしまして、福岡市の保育施策につきましては、保育所数は5年前に比べ33カ所増の207カ所、入所児童数は26.1%増の3万2,669人。これに伴い、保育所関係予算は、同じく5年前に比べ110億円、43.2%増の366億円。さらに、平成26年度から30年度までの5年間で3,789人分の定員を確保していくこととしており、今後も整備費や委託料の増加が見込まれること。

11ページをお願いいたします。(2)保育所の運営につきましては、私立保育所は、委

託料や補助金といった公費により運営されていること。子ども・子育て支援新制度では、保育標準時間認定対応の常勤保育士等の人物費の追加や加算の新設など、委託料の充実が図られていること。

それから 12 ページ、(3) 保育所の経営状況につきましては、保育所 1 カ所当たりの経常収支差額は 520 万円で、累積繰越金が約 4,900 万円となっていること。

それから、恐れ入ります、13 ページ、(4) 社会福祉法人制度改革の動向につきましては、福岡市内の私立保育所の 93% が社会福祉法人により運営されていること。国では、社会福祉法人のあり方を見直すこととしており、経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化などを行う、社会福祉法人制度改革が進められていることなどを確認いたしました。

こうした保育所運営に関する各委員の意見を、2、委員意見のとおり、保育所の経営状況、社会福祉法人による保育所経営、保育所経営者の責任と保育士の待遇、その他の 4 点に分類を記載しております。

恐れ入ります、15 ページでございます。この項目のまとめでございます。

(1) 保育所の経営状況につきましては、福岡市の私立保育所は、税金を源泉とした一定額の黒字や預貯金を保有しており、今回の補助金見直しによって保育所の経営が成り立たなくなるのかを、マクロ的に検証する必要がある。国基準に基づく委託料の増額もあるため、今回の補助金見直しにより黒字額などが減少するとは考えられず、仮に利益が減少するとしても、それは税金の使い方が変わるということであって、経営者自身が負担しているということではない。

(2) 社会福祉法人による保育所経営につきましては、社会福祉法人は補助金により守られており、他の業界から見ると経営が安定しているが、保育所の経営格差を財務分析し、経営者に問題があるのであればこれまで以上の指導が必要である。

(3) 保育所経営者の責任と保育士の待遇につきましては、トータルの収入の中でどのように職員の待遇を改善するかは雇用主である経営者の判断であり、全体として制度が充実されたのに保育士の給与が減るのであれば、経営者の使い方に問題があるということになる。また、補助金や委託料は税金を原資としていることから、保育所の経営者は、教育・保育の質の向上のため有効に使うことを考えなければならない、としております。

16 ページ、三つ目の項目になります、Ⅲ保育協会補助金の検証でございます。

1、確認事項といたしまして、補助金の原則につきまして、補助金は、地方自治法に基

づき、客観的に公益上必要であると認められる場合に交付できるものであること。市のガイドラインでは、「補助金は直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であるにもかかわらず、その財源の多くは市民の税金が使われていることから、その必要性について市民への説明責任が果たされ、その理解が十分に得られるものでなければならない」と規定されていることなどを確認しました。

次の保育協会補助金の概要と保育協会補助金見直しに係る論点につきましては、報告書の後ろのほうに添付をさせてもらっています。恐れ入ります、22ページをお願いいたします。

まず、補助金の概要についてです。

1枚めくっていただいて、23ページ上段、根拠等でございますが、協会補助金は、市の要綱に基づき、保育所職員の処遇改善や資質向上を目的として協会に交付するもので、協会がこれを各保育所に配分、あるいは一部を直接執行していること。

下段、予算額は、平成27年度で合計17億1,600万円となっていること。

それから、1枚めくっていただきます。25ページの上段、保育協会が各保育所に配分する補助金のうち、職員の処遇改善、資質向上に要する費用は①から⑤のとおりで、このうち、②の研修費、それから長時間保育手当、被服手当について、見直しの協議を行っていること。

それから、次の26ページ、上からになりますが、研修費は、保育士、調理員ともに1人当たり年2万円を、長時間保育手当は、長時間保育を実施する保育所に勤務する保育士、調理員に対して給与の号俸に応じた額を、それから被服手当は、1人当たり年間、保育士が7,700円、調理員が1万2,300円をそれぞれ支給することなどを確認いたしました。

また飛びます。済みません。34ページ以降が、保育協会補助金見直しに係る論点でございます。この内容につきましては、前回、第3回で皆様方に議論を行っていただきましたので、この場では詳細な説明は省略しますが、福岡市保育協会及びこども未来局それぞれの主張について、論点整理を行ったものでございます。

恐れ入ります、16ページにまた戻っていただきたいと思います。この三つ目の項目、協会補助金の検証に関する各委員の意見を、2、委員意見のとおりに、検証に当たっての視点、それから、それぞれ議論となりました長時間保育手当、それから、18ページにまたがりますが、研修費、被服手当の4点に分類して記載をしております。

そして、3、まとめでございますが、まず検証に当たっての視点につきましては、補助金はその財源が税金であることから、客観的に公益上必要であることや市民への説明責任が強く求められるものであり、保育協会補助金についても、国制度に基づく委託料との重複といった点から整理し、二重支払いにならないようすべき。

(2) 長時間保育手当につきましては、長時間保育手当は、子ども・子育て支援新制度における国制度に基づく委託料と重複していること、補助金の目的と手段が合致していないことなどから、廃止することが妥当である。ただし、廃止によって保育士待遇の低下などの問題が生じるのであれば、市は必要な措置を検討すべき。

(3) 研修費につきましては、研修費は、保育協会補助金として各園と保育協会に支給されている研修費もあるため、廃止することが妥当である。

(4) 被服手当につきましては、被服費は、施設等で負担できるものと考えられるため、被服手当は廃止することが妥当であるとしております。

19ページ、最後の四つ目の項目、今後の保育所運営補助のあり方でございます。ここ の項目では、特に確認事項はございません。今後の補助のあり方に関する各委員の意見を、 1の委員意見のとおり、全般的な補助のあり方、補助制度と保育行政、補助制度の見直し と市民への説明責任、以上の3点に分類して記載をしております。

20ページの3、まとめでございます。全般的な補助のあり方につきましては、今後の 全般的な補助のあり方については、社会福祉法改正と子ども・子育て支援新制度をあわせ て考えていく必要があり、社会福祉法改正では、財務諸表の開示義務や再投資可能な余 剰資産の再投資が掲げられており、社会福祉法人の財務分析をもとに補助行政にめり張りを つけたり、補助金を交付する前に再投資を指導することも必要である。また、保育所の経 営者も、再投資可能な余剰資産を有効に使うよう経営努力をする必要がある。

(2) 補助制度と保育行政につきましては、今後の補助制度については、子育て支援の 拡充や保育士の待遇改善等につながるよう、子ども・子育て支援新制度において不足する 部分やこういう方向に保育所を持っていきたいという政策的なところを、各保育所の財務 分析も踏まえながら検討すべき。

(3) 補助制度の見直しと市民への説明責任につきましては、補助制度の変更を行うに 当たっては、市民に対して、補助の目的や効果等を明確に説明する必要があるといたして おります。

以上で報告書（案）の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきます。

報告書（案）には、項目ごとに委員の皆様のご意見をまとめた形で記載させていただいている。この項目ごとに議論を進めさせていただきたいと思います。

記載内容について、ご発言の趣旨や補足説明、または事務局や他の委員の方に確認したいことなどを含め、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。

まず初めに、Iの保育士の処遇の実態について、何かご意見とか補足等がございましたらばよろしくお願ひいたします。どなたからでも結構でございますのでお願ひいたします。

松山委員、どうぞ。

【松山委員】 処遇の面に関して、第1回のときに申し上げたように思うのですが、給与とは別に重要なことがあります。私は社会福祉法人の職員の方とか利用者の方からいろいろ情報を頂戴しています。その中で職員の方が言われたのは、給与以上に問題なのは1法人1施設といった小規模な家族経営の社会福祉法人では人生設計が描けないということです。社会福祉法人制度ができてから長い期間1法人1施設という行政指導があったこともあり、小規模な社会福祉法人がたくさん存在しています。2000年の介護保険導入と社会福祉基礎構造改革を契機に規模の拡大に政策転換が行われたのですが、規模の拡大は進んでいません。特に保育所経営の社会福祉法人に小規模が多い。家族経営の事業体の場合、一生懸命勉強して資格を取って就職した若い職員から見ると、どんなに頑張っても施設長にはなれない、それでやめざるを得ないということなのです。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

処遇改善の方法等につきましては、9ページのところに少し記述がございます。「就労継続を促すためには、賃金だけでなく」云々という言葉がございますが、それに加えてということですね。

【松山委員】 追加で申し上げたいことがあります。福岡市内の保育所経営の社福で、89億円の剰余金というか金融資産があるということですが、これを一つ一つの法人で見ると金額はそんなに大きくはない。しかし、市全体で見ればある程度まとまった金額なので、複数のやる気のある社福の経営者の方が共同で新しい保育所を作るということを考えはどうか。そういうところに重点的に市から財源投入することであれば、市民の理解を得られるのではないか。これは提案です。

【針塚委員長】 ご提案、ご意見をいただきました。

ほかにはいかがでございましょうか。どうぞ。

【上田委員】 上田です。よろしくお願ひします。何回も申し上げているようであれなんですが、最後ということなので。

保育園の経営と、園長先生方の日々の努力と保育士の先生方の日々の努力があって、今、子どもたちが健康に健全に育っていると思いますので、今後も保育士の待遇、給与面ももちろんですけれども、先生方の心の健全さ、心の健やかさ、先生たちが元気でいてくれれば子どもたちがしっかりと育つということ、わかつていただいていると思うんですけど、まずそこを経営していただく先生方にわかっていただきながら、福岡市もそれに協力していただけたら、福岡市の子育てはとてもいいものになっていくと思いますので、何回も言うやすですけれども、そこをお願いしたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

【針塚委員長】 保育士の待遇改善の努力と、それから経営する方々がそれを理解されても歩んでいただきたい、それを行政的にもどのようにバックアップしていただけるかということだと承りました。よろしいですか。

【上田委員】 はい。ありがとうございます。

【針塚委員長】 ほかにご意見いかがでございましょうか。どうぞ、先生。

【甲木委員】 弁護士として来ている甲木ですけれども、9ページ目のところに、保育士が心の悩みや勤務条件などを相談できる相談機関があればいいというところで、ある意味、弁護士というのはそういう相談を受ける立場でもあるので、その観点で申し上げます。

例えばこれが小中学校とかいうことであれば、基本的に公務員なので、そういう相談体制というのは多分構築しやすいと思うんですけども、保育士に関していうと、補助金などが出てるし、一部福岡市が運営している保育所もたしかあったと思いますけれども、大半は私立で、直接的に公務員というような立場ではない。そうなると、個々の保育所で、例えば弁護士や社労士さんなどとつながって、しかも職員のほうで相談ができるという体制は多分非常にとりにくいくらいだと思いますが、おそらく弁護士会、あるいはほかの士業などの団体でも、福岡市あるいは保育士協会からのご相談なりがあれば、そういう体制のとり方等が検討できると思います。高齢者施設とか障がい者施設に関しても既にそういうものできていますし、教育委員会とも定期的に交流したりして、どういう形がいいのかを今模索したりしているところですので、保育の関係についても、そういった我々関係士業等との連携などを考えていただければと思います。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。じゃあ、納富委員。

【納富委員】 甲木委員の発表にあわせてなんですかけれども、保育士さんの処遇改善という部分に関しても、保育協会は経営者の集まりなので、現場の声を吸い取ってあげるという、そのパイプになるところがちょっと欠如しているのではないかという感じを受けました。なので、そういう相談機関、コーチングしたりカウンセリングしたりすることで問題点がどんどん浮き彫りになってくるのだろうと思うので、やっぱりそういう悩みを聞いてあげる機関が必要ではないかなと私も感じました。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。どうぞ、松山委員。

【松山委員】 今のご発言は非常に重要なと思いますが、相談機関をつくる場合、どの職員が相談に行ったということが経営者にわかつたら困ると思います。そのため民間企業では、心理カウンセリングを行う場合、雇用主である企業はお金を出ますが、どの職員がいつどういうことを相談に行ったかは一切わからないような仕組みになっており、カウンセリングの委託を受けた専門家が、経営者に対してあなたのところはこういう問題がありますよという指摘をしてあげる。そういう仕組みでないと多分職員の方は利用しづらいと思います。そういう仕組みを行政的にサポートするというのはありかなという感じがします。

【針塚委員長】 ありがとうございます。どうぞ、上田委員。

【上田委員】 私も保育園にずっと通わせていて、先生方に「今大変ですか」と聞くと、そのときは「いえ」と言われるんですけど、やめられた後にお会いして聞くと、「実はきつかったんです」と言われる先生がやっぱり若い先生には何人もいらっしゃって、「上の先生にも相談できない。どこにも相談できない。きつかった」と、「今は普通の民間企業に入つて、いろいろ言えるところもあって、伸び伸びできている」と言われているのがちょっと残念だなと思いましたので、先ほど松山委員が言われたように、秘密で、そしてしっかりした相談機関をつくっていただけたら、先生方も、そこに言ったら何かが変わるかもしれない、言うことで安心される部分があると思うので、言える場所をつくってあげるのも大事ではないかと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

【針塚委員長】 どうぞ、渕野委員。

【渕野委員】 同じような話になってしまふかもしれませんけれども、9ページのまとめの（2）の処遇改善の方法の一番下のところなんですかけれども、「給与以外の部分での働き方を支援するような仕組みのほうがより効果的である」と、文言としてはこういうまと

めになっているんですけど、これをじやあ具体的に、各保育園のほうと、それから市が考
えるほうと、それをどうやって具体的に何をするのかという。

さっきの相談業務の部分もあると思うんですけど、そういう大きなものではなくて、も
っと保育園の日々の生活に密着したそういった支援の仕方というのを、未来局と福岡市と、
それから保育園との3者で、協議しながら情報収集をする。もちろん、それは福岡市の実
態の情報収集が具体的に出てくれば一番いいんでしょうけど、福岡市外の地域のいい方法
を収集したり、それを情報交換しながら、じやあ福岡市としてはどんなことをすれば保育
士の人たちのお金ではない部分の処遇改善、心のケアというお話をされていましたけど、
そういうものをきちんとしていただいて、そして子どもたちと向き合うときに笑顔でと、
ほんとうにそう思います。

幼稚園の先生と保育士さんと比べると、私の子どものときのことをちょっと思い出すん
ですけれども、中学校のときに職場体験に行くのに保護者が1人付き添わなければいけな
いといって、私が代表になって保育園を回ったことがあるんですけど、なぜか保育士さん
は暗い。多分忙しいものだから、ずっと子どもを預かる中で神経をすり減らしていく、余
裕がない。幼稚園の先生はなぜか明るい、元気、飛び回っているみたいな印象を非常に強
く持ったので、こういう保育園をつくってはいけないなと思って、今それを生かしながら
自分の園をもう1回見直しているところなんです。そういうこと考えると、より身近な方
法を、すぐ実現できるような方策をほんとうに真剣に考えないと、言葉だけで残ってしま
って、まとめで残るだけで実際は変わらないということがありますので、その辺は何か、今回ほんとうにいい機会なので、一生懸命考えていただいて、働く保育士たちが
ほんとうに笑顔で楽しいと、やめて、「忙しかった」とか、そういう声が出ないような組織、
園をつくれていただきたいと思っております。

【針塚委員長】 ありがとうございました。松山委員、どうぞ。

【松山委員】 何度も済みません。今のお話の続きなのですが、給与以外の処遇改善で
一番大きいのは、7ページの下から4行目に書かれている、「科学的知識と実践知によって、
就学後に必要な心情、意欲、態度を育む」だと思います。要は、保育士さんの仕事の社会
的ステータスをどうやって上げるかという問題です。なぜそう言うかというと、日本の場
合は、看護師さんやソーシャルワーカー、保育士さんに対する社会的評価が、諸外国に比
べて必ずしも高くないと思うのです。

これは国全体の問題だと思います。海外はどうなっているかというと、例えばアメリカ

では、看護師と医師は対等です。それぞれ専門分野が違うというだけで医療現場では対等です。それから、私、ミズーリ州のソーシャルワーカーにインタビューしたことがあるのですが、彼女たちは州の公務員の中で上級職なのです。なぜかというと、ソーシャルワーカーというのは、ものすごく複雑な問題を抱えた人々の世話をする本当の専門家なのです。心理学修士の学位が必須で精神科医に近い評価を受けていて、試験も難しい、そのかわり上級職扱いで給与も高いのです。

保育士も本来、ここに書いてあるように、実は非常に高度な仕事をしているはずです。それがきちんと社会的に評価されていない。関係者もおられるから言いにくいのですが、これは大学にも責任があると思います。要は保育学の社会的ステータスをどうやって高めるか。保育士さんの中に、例えば博士号を持った人がいてもおかしくないはずです。そういう人に対してそれなりの給与を払うという仕組みをもし福岡市が実現できたら、全国から見学に来るだろうと思います。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

かなり大きい問題だと思います。少なくとも、9ページの処遇改善の方法の一番下のところの働き方を支援する仕組みがどう具体化するのかということを提起いただきました。とりわけ相談機関といいますか、相談する場所、これは、甲木先生おっしゃったように、法律的な相談や職場的な相談もありますし、日々の保育上の悩みなどの問題など、大きく言えば2種類があるのではないかと思うのですが、それらに対応できるような、行政的な相談窓口ですね。それは半公的のほうがいいのかもしれません。学校などでは、スクールカウンセラー等々が回ったりする制度もございますけれども、また違ったことを保育園では考えていただくというようなことを少し今後具体的にしていただければと思います。ご意見だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにはいかがでございましょうか。

(「なし」の声あり)

【針塚委員長】 それでは今度は2番目、16ページ以降でございますけれど、2番目の私立保育所の運営状況等について、ご意見、また何か指摘等がございましたらお願ひいたします。

【松山委員】 16ページ以降？

【針塚委員長】 失礼、10ページ以降です。私立保育所の運営状況のところです。

この辺はいかがでしょうか。まとめが15ページに記載されております。

(「なし」の声あり)

【針塚委員長】 では、特にないということで、お気づきになりましたら、また後ほどお願いいいたします。

次の項目に進ませていただきます。16ページ以降でございますが、3番目の保育協会補助金の検証についてのところでございます。ここはいかがございましょうか。どうぞ。

【松山委員】 この16ページの一番出だしのところの補助金の原則についてです。これは、他の委員の方のご意見をお伺いしたいのですが、私は、これまで何度か申し上げましたように、そもそも補助金というのは、行政サイドが政策判断をして税金を投入、支出するわけです。それをどうするかというのは、福岡市が国の制度を勘案して政策判断するわけで、受け取る側にそれを要求する権利なんてないはずです。私は今回この委員会に出席させていただいて、何か不思議な感じを持ったのです。業界サイドから補助金に対して強いご意見がありましたけれども、違和感があります。補助金の原則として、あくまで所轄庁、行政サイドにこれを決定する、政策判断する権限がある。もうほうにそれを要求する権利はないということを明確にしておく必要があるのではないかと思います。

それとの関連でいうと、前回までの会議で、仮に長時間手当を廃止したときに、従来あった財源をまた別の名目の補助金でという要望があったように思いますが、それも原則おかしい。というのは、財政の観点からいうと、あくまで福岡市全体の財政を勘案して、財源を全体的にどう配分するかを決めるわけであって、一つの補助金を廃止したら同じところに別の名目で配分するということは、原則論としてまずあり得ない。それを決めるのは最終的には市民なのです。市民の支持を得られたものに配分するということですので、その権限は全部市にあると私は理解しております。

こここの文章の中にそれが明記されていないので、原案を拝見して、ひょっとしたら市民の方、もしくは議会の方が誤解されるのではないかという懸念を持ったのです。ほかの委員の方の意見をお聞きしたいと思います。

【針塚委員長】 そういうお話でございますけれども、松山委員、例えば16ページに、補助金の原則の2番目に、基本的にガイドラインの文章が出ております。「財源の多くは市民の税金が使われていることから、その必要性について市民への説明責任が果たされ、その理解が十分得られるものでなければならない」という文言は一応あります。今松山委員がおっしゃったような、いわゆる根本的なところですけれども。新たな補助金ということ

では、私も触れていないんですけれども。

【松山委員】 どこかの文章に何か……。例えば 16 ページの一番下のところに、「長時間手当については、新制度の公定価格の中に含まれると理解しており、従来の長時間保育手当という形ではなくて、新制度の運営費以外にほんとうに必要なものがあれば、それを福岡市が政策的な補助金として検討するということであれば話はわかるが」となっていますが、これだと、長時間保育手当をやめて、その浮いた財源が、当然何か別の名目の補助金に充てられるみたいにとられる可能性があるように感じます。私は、結果的にそうなっても構わないと思いますが、目的は保育士さんの処遇改善であり、それをどういう形で実現するかが重要なのです。ただ、仕組みの考え方として、こういう文章を書くと市民の方が誤解するのではないかと心配されます。政策判断と決定権限は、あくまで市と議会と市民にあるということを理解していただくように報告書を書くことが重要だと思います。

【針塚委員長】 今おっしゃったとおりだと思うのですが、「新制度の運営費以外にほんとうに必要なものがあれば」という、「ほんとうに必要なもの」を何とするかが問題だと思うのです。例えば先ほどのような相談機関を設置するとか、そういうものを含めて考えているということであれば、これで通ると思うのですけれども、おっしゃることに留意して、もう 1 回検討させていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょう。今の松山委員のご意見に何かござりますか。よろしゅうござりますか。本筋は委員の皆さん大体同じだと思っておりますけれど。

【松山委員】 もしご意見がなければ、これをちょっと説明させていただけますか。

【針塚委員長】 わかりました。

【松山委員】 本日、事務局にお願いして、今年の 2 月に出ました社会保障審議会福祉部会報告書をお手元に配付させていただきました。これをなぜお配りしたかというと、今 の補助金の基本的な考え方方が全部出ているからです。

長いので簡単に申し上げますと、例えば、なぜ今回社会福祉法の大改正が今検討されているかについては、6 ページをご覧下さい。6 ページの上の段から読ませていただくと、「理事、評議員会、監事など、社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織は、社会福祉法人制度発足以来のものであり、今日の公益法人に求められる内部統制の機能を十分に果たせる仕組みとはなっていない」とあります。そういう認識のもとで、「昨今、一部の社会福祉法人において指摘される不適正な運営には、こうした法人の内部統制による牽制が働くはず、理事、理事長の専断を許した結果生じたものが見られる」と。具体的に事

件になったものもあります。多額の税金が投入されておりますけれども、実はそれが外部に漏れていて、それを今まで放置してきたわけです。そこにメスを入れますよというのが今回の法改正の一つの目的なのです。

それで、6ページの一番下に、「非営利性を担保できるガバナンスが必要である」と書いた上で、その結果、評議員会や理事会の法的位置づけ、内容も全部刷新して、かなり厳しい改正が行われています。最も厳しいのは、13ページの下に、社会福祉法人における対応ということで、「規制改革実施計画（閣議決定）においては、財務諸表のほか、補助金や社会貢献活動に係る支出額、役員の区分ごとの報酬等の総額」、次が重要です、「親族や特別の利害関係を有する者との取引内容などの公表を義務づけるとされている」と。これは、要するに、社会福祉法人があつて、その設置者が別法人をつくって、そこと取引することで差益の形で社福のお金を抜いているという指摘です。それを今まで放置していたけれども、今後はきちんと報告させて是正するという法律に改正されるのです。

この議論を福祉部会でやつたときに、16ページの下から2番目に、その報告義務の対象を取引額100万円という小さい額に決めたのです。これは随分もめました。相当な数がひつかかってくるからです。しかし、この資料の最後から2ページ目にあるとおり、社会保障審議会福祉部会のメンバー23名のうち9名が業界団体の大幹部の人であり、彼らが決めたのです。ということは、業界の常識として、たとえ一部であるとしてもこういうことが横行しているという認識のもと、そこにメスを入れるというのが今回の法改正なのです。補助金の議論をするときは、こういう面についても知っておく必要があるのです。

これは具体的に何を意味しているかというと、仮に福岡市が保育所に税金をもっと投入しましようと言ったときに、それがほんとうに職員のためになっているかどうかというのを確認する必要があるということです。

保育所を運営する社会福祉法人経営者には厳しい話ですが、国の議論というのはこうなっており、それが今法律改正案として出ているのです。今年の国会では時間切れで来年に延びていますけれども、間違いなくこの法律は通ると思います。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見ないようでしたら、次の項に移ってよろしゅうございましたよ
うか。ございますか。どうぞ、先生。

【甲木委員】 甲木です。既にここに書いてあるとおりではあるんですけども、一応趣旨が誤って伝わらないようにということで重ねてお話しします。

おそらくこの委員の総意としては、新たな制度でお金が入ってきて、結局、基本的に職員の給与は廃止しても変わらないだろうから、廃止しても問題がないだろうという考え方であって、別に手当が下がっていいと全く思っているわけではありません。最終回なのでこれは改めて申し上げておいたほうがいいかと思います。

それと、あわせてなんですけれども、前回か前々回にそういう話があっていたように、今まででは結局この補助金というのが、ほとんどそのままの名目といいますか、手当の名前で保育士に入っていて、この総額は変わらないにしても、手当ではなくて本給に入るとかいろいろな形で多分変更が必要になってくることは間違いないと思います。その部分について、正直、この委員会の中でもその点に関して理解するのはかなり大変で、それを現場の保育士さんが理解するのはそれこそもっと大変な話だろうと思います。その点については、まず総額が下がるような廃止ではないということと、その関係で手当の名称等を、保育所によってやり方が違うかもしれませんけれども、見直されることについてはきちんと確認しておかなければなりません。今回、福岡市のほうで廃止することになるので、福岡市のほうで責任を持って、そのあたりについては説明等をしていただきたいと思います。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。どうぞ、松山委員。

【松山委員】 今のご指摘は非常に重要なのですが、私は、給与は上がるはずだと思っています。というのは、財源はトータルで増えるのですから上がらないとおかしい。福岡市の保育所における補助金と給与の関係の仕組みは、何度聞いても複雑で分かりづらい。しかし、職員の方がどのように考えればいいかというと、自分の給与が上がるかどうかだけを見ればいいと思います。上がらなかつたら、経営者に説明責任が発生します。

【針塚委員長】 どうぞ。

【上田委員】 これが決まった後、現場の先生方に、どれだけ上がりましたか、どれだけ保育園、自分の環境が変わりましたかという検証が絶対必要だと思うんですね。実際ここでの話は終わりました、こうなりますということでも、実際の現場の先生から来年、再来年、そういう声が聞けなかつたら、それができたかどうかもわからないままこの話し合いで決めてしまったということになりますので、いろいろお話を聞かせていただいたことの結果報告を必ず先生方、園長先生方にしていただくようにお願いしたいと思います。そういうしないとここに来て意見をさせていただいている意味がないというか、しっかりわかるためにもそれは教えてください。よろしくお願ひします。

【針塚委員長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、櫻木委員。

【櫻木委員】 先ほど松山委員からせっかく貴重な資料のご提供があったので、公認会計士の立場からちょっとコメントさせていただきたいんですけども。

松山委員が提示されました資料の社会福祉法人制度改革についての最終レポートですが、この16ページ、松山委員がおっしゃった関連当事者との取引内容の情報開示についてです。金額基準等が設定されて開示されるようになったと、非常に厳しくなったというお話をございましたけれども、こういった情報開示というのは、企業会計であってもほかの会計であっても既になされているんですね。小規模の学校法人、そういったところも全て開示項目になっているんですね。だから、今まで社会福祉法人ではこういったところの開示が非常にぬるかったということだと思うんですね。むしろそれは、今まで市の監査によって担保されていたというか、そういった状況だったと思うんですけども、今後、この社会福祉法の改正が通れば、財務諸表が開示されますので、こういったところが全て明らかになると思います。若干補足させていただきました。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

ございますか。どうぞ、松山委員。

【松山委員】 今、非常に重要なポイントをご指摘いただきありがとうございました。

社会福祉法人は約2万あるのですが、1951年に制度ができてから一度も国はその財務諸表を集めたことがないのです。厚生労働省もそのごく一部しか持っていないくて、全体を集計したことがない。だから、市場規模もわからないのです。

閣議決定だったと思いますが、厚労省に対してそれを集計しなさいという指示が出て、2013年度の財務諸表が集められることになりました。しかし、結果的に集計できそうにないのです。それは、財務諸表の様式がばらばらで、しかも間違っているものがいっぱいあるからです。一番ひどいものでは貸借対照表の左と右が合っていない。これはアンバランスシートという名前を私がつけました。こんなものが所轄庁に提出されて長年放置されてきたのです。

私が2011年に約1200の財務諸表を集めたときは、約3割がそういう状況でした。東京都が2011年の3月に報告書を出していますけれども、同様の指摘を書いています。東京都によれば、資金の公私混同など問題のある社会福祉法人が約3分の1あるということです。それで今回の法改正に至っているわけです。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、この項目では、今、何人かの皆様からお話をありましたように、18ページのまとめにあります長時間保育手当の最後から2行目、ただし、廃止によって保育士処遇の低下などの問題が生じるのであれば市は必要な措置を検討すべきである、この文言の中身が、これによってほんとうに保育士の処遇がどうなったのかをきちんと検証する必要があるだろう、このようにまとめさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【針塚委員長】 それでは、3番目を終わりまして、次に4番目の19ページ以降でございます。今後の保育所運営補助のあり方についてでございますが、いかがでございましょうか。

今後の補助のあり方については、先ほど松山委員からご指摘もございましたが、同じようなことを繰り返すのではなくて、新たな施策ということであればということは前にも触れていますが、何かほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【針塚委員長】 特ないようでしたら、その他でございますが、総じて今まで検討なされたところで、まだご意見等がございますればお願ひいたします。

どうぞ、先生。

【松山委員】 これはたしか以前、甲木委員がおっしゃったようなことだと思いますが、17ページに、「廃止に当たっての留意事項で、いびつな補助金とされたせいで、長時間保育手当の分、基本給を下げていた保育園や長時間保育手当を残業手当も含めた手当として処理した保育園があるかもしれない、このいびつな形を正そうと思えば、賃金規定全体を見直さなければならないため」云々と書いてあります。ここは重要な指摘です。この解釈ですが、例えば、何か給与規程の基準になるようなものがあって、万が一、長時間手当があるから、基準の給与よりも下げておいて、それに長時間手当をプラスして払っている経営者がいるかもしれないという意味だと思うのですけれども、実際にそういうところがあるのでですか。まず知りたいのは、給与規程を決めるときの基準というのは何かあるのですか。公務員の職員給与規程に準拠するとか、何かそういうのがあれば、それより下げているというのは、ご指摘のとおり問題があると思うのです。

【針塚委員長】 よろしいですか。ご意見について、趣旨といいますか内容的なものも含めて。

【甲木委員】 正直はっきりわかっているわけではありません。ただ、一般的に言って

しまえば、賃金についてどうするかは、もちろん最低賃金の定めはありますけれども、公務員に合わせなければいけないとか、そういうものがあるわけではないので、各園で給与規程という形で定められているのではないかと想像します。そもそも、当時、ちゃんとした給与規程が各保育園にあったかどうかわかりませんけれども、長時間保育手当ができるときに、どういうふうな処理をしたかがよくわからない。一番最初、まさに残業手当として出していたという話はわかりやすいんですけども、その処理ができなくなった後に、長時間保育手当を入れ込んで、どのような形で各園で対応されたのか。しかも、これだけ期間がたっていますので、現状はこれがあるという前提で、各保育士さんの当初の給料が決められているとは思うんですけども、正直よくわからない部分はあります。給与規程をどういう形で平均的に決めるかというのも、別にはっきりした決まりがあるわけではないので、どういう形でされていたのか正直わからないところはあります。

ただ、仮にこれを変えるとなると、給与規程とは、基本的には就業規則の一部をなすような根幹的な規程ですので、これを変えることになれば、本来であれば、それこそ従業員の代表、あるいは従業員全体ときちんと話し合った上で、合意のもと変えてなければいけませんので、きちんとした形でやろうと思ったら、それなりに時間がかかります。それは2年、3年という話ではないと思いますけれども、いきなり言われて、ぱっと変えられるという話ではないだろうと思います。

【針塚委員長】　　はい、どうぞ。

【納富委員】　　そういう部分に関しては、こども未来局さんのほうで、一つの就業規則なり賃金規定なりというのはあるんでしょうか。

【針塚委員長】　　把握してあるかどうか。

【納富委員】　　ある程度共通のというか、この前も、きちんとした残業代を払っています、8時間労働ですと回答されたんですけど、長時間手当がなくなると減るのでないかという一抹の不安があります。

【針塚委員長】　　それは明確に就業規程で規定していると、補助金がなくなればなくなると就業規程で規定してあるというご報告を協会からいただきましたよね。17ページ、一番下のほう、最後のところに書いてありますけれども、保育協会補助金がなければ長時間保育手当は支給しないと就業規則で規定しているところもあるそうです。

【納富委員】　　ということは、減るということですね。

【針塚委員長】　　ではないですかね。どうぞ。

【甲木委員】 甲木ですけれども、おそらく就業規則は園によって違うんだと思います。共通という形でしていないと思いますので。

この手の手当の場合、就業規則でこういう規定の仕方をするのは、ありがちと言えばありがちな話です。ただ、まさに趣旨が、今回、長時間保育手当を支給しなくなる理由が、国のはうから別にお金が入ってくるからという話なので、そうであれば、当然、給与規程全体を見直すことになるはずだと思うんですけども、就業規則は今こうなっているから、これどおりにやりますという話になって、まさに保育士さんがそのあたりを理解していなければ、ひどく減ってしまったというだけで終わりかねないと思います。

おそらく福岡市内で全て共通という話ではない、モデルがあるかもしれませんけども、それで全て結ばれていることはないと思います。

【針塚委員長】 どうぞ、上田委員。

【上田委員】 私の勘違いだったらあれなんんですけど、第1回目のお話のときに、給与体系がこうですよというパンフレットを出されていて、それに長時間手当も含んだ金額を出しているけども、この内容が変われば、このパンフレットを出した今期の学生さんたちに改めて説明しないといけないのではないかというお話があったと思うんですけども。一応規定としては、協会として出されているものがありますよね。長時間手当がなくなれば、その内容が変わるかもしれないで、今期の学生さんたちは給与体系が変わるかもしれないので早く決めてほしいという趣旨を言われていたような気がするんですけども、いかがでしょうか。

【針塚委員長】 ありました。

【上田委員】 ですよね。

【針塚委員長】 お願いします。

【こども未来局】 こども未来局事業企画課でございます。先ほど来、お給料の話をさせていただいているが、福岡市のはうからモデルとして給与表を示させていただいておりました。なので、一応の指標として、それを基準として保育所のはうで規程をつくっていらっしゃると思います。先ほどお話しいただきましたパンフレットにつきましては保育協会さんのほうで作成されていて、その給与表等を参照し、長時間保育手当を含めたところで、26年4月1日現在ということで記載をされているものと理解させていただいております。

以上です。

【針塚委員長】 よろしゅうございますか。

【上田委員】 はい。

【針塚委員長】 どうぞ、松山委員。

【松山委員】 そうすると、重要なことは、そういうふうに今現在の規程で長時間手当がなくなったら、その分減りますよと決めているところも、国からの補助でトータルでは財源が増えるわけですから、当然、給与が上がらないとおかしいですね。

それと、甲木委員のほうでご指摘なさっている廃止するにしても一定の時間的な猶予が必要になる、これは当然ですけれども、それが1年かかるが2年かかるが、国からの追加財源が今年度から既にきているのですから、改定した後は、遡及して2年分まとめて払ってもらうようなことをせざるを得ないと思います。それは職員の権利だと思います。

【針塚委員長】 甲木先生、一番上の文章で、廃止するにしても一定時間の猶予が必要になるのではないかというのは、法的な意味合いにおいてということですか。これはどこが責任を持って行うことになるんでしょうか。例えば、今度、当該補助金が廃止されることになると、今年度からそういうことになるわけですけれども、一定の期間猶予というのは、どのような意味で捉えたらいいんでしょうか。

【甲木委員】 まさに園によっても違うかもしれないところがあるので何とも言いようがない部分があるんですけれども、実態が正直私もわからない中で、ただ、どう考えても帳尻が合わない話になるので、おかしくなっているのではないかということで書いてあるところです。おそらく、例えば、どこも基本給を下げる形で対応していたという話は、今まで長い期間、事実上そういうふうな形になっていて、どこもそういう形だという話であれば、結局、総額だけの問題になるのかもしれませんので、時間的な猶予に関しては、この補助金を廃止するタイミングに関して、単純に猶予ということになるかもしれませんし、その猶予は与えずに、どちらにしても国からお金が出ているんだから、あとは各保育所で負担して、きちんとした形でやってくださいという話になるのか、どちらかなのかなと思います。

ただ、その実態がよくわからない部分があるので、少なくともそこの部分については、いきなり終わって、後は知りませんという話ではないでしょうから、実態がどういう形になっているかというところを見て、一番には保育士、あるいは保育園に変な負担が生じないようにという趣旨と理解いただければと思います。

【針塚委員長】 この前、ある園長さんからお話を伺ったんですが、27年度につきま

しては補助金の問題は片づいていないので、運営費は支給されていない、出でていないと。停止されていると。これは今年度大丈夫なんですかというご質問がありました。市は、それについては、この問題が片づかないと、それこそつけられないからということで、とどめおかれてている。たしか予算的措置はそうですよね。どうなんですか。

【事務局】 事務局です。先ほどご説明しました協会補助金のうち、今回、問題になっている三つの補助金については、現在27年度予算に計上しておりますが、執行は保留をしている状況です。間違いございません。

【針塚委員長】 ということは、国から出た新制度に基づく長時間手当等はどういうふうになされているんですか。

【事務局】 国の運営費については、既に毎月支給されています。運営費として出されています。

【針塚委員長】 執行されているということですね。

【事務局】 はい。

【針塚委員長】 ということなので、実際には……。はい、どうぞ。

【納富委員】 おそらく基本給に合算してという形で出していると思うんですよね。でないと、保育士さんたちの生活がありますし、そういう形になっていると思いますけれど、そこもやっぱり何らかの形でチェックする期間が必要ではないかと私は思います。

【針塚委員長】 いろいろご意見いただきましたが、これまでの補助金の長時間手当については、給与に上乗せしてある、ですから、それが基本給みたいな形になっていると保育士会の方々からお話を伺いました。ということなので、ここにありますように、保育協会の補助金がなければ長時間保育手当を支給しないという就業規則を持っていらっしゃる園であれば、それがカットされている可能性もあります。わかりませんけれども。

そういうことで、今のご意見等を踏まえて、まとめの長時間保育手当のところの最後の行、「廃止に当たって保育士待遇の低下などの問題が生じるのであれば、市は必要な措置を検討すべき」という内容をきちんと進めていただくことになるのではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

【松山委員】 再確認ですけど、国からお金が出ているわけですから、お金がないわけではないですよね。それを払っていない経営者の方には問題がある……。

【針塚委員長】 その実態はわかりませんけど。なので、調べていただいて対応いただ

くという意見なのではないかと思います。

何かございましたらどうぞ。

【櫻木委員】 同じような意見なんですけども、平成27年度、当年度から新制度になって、国全体としての補助制度が始まっているわけです。ですから、今までの市の委託費といいますか、そういった考えの中での長時間保育手当ですとか、そういった考え方とは全く違う世界になっていますよね。だから、新制度の中で収支をどう考えるかを考えなければいけないのであって、就業規則に長時間保育手当がないからどうのこうのという話は今後は通用しないんではないか、それも含めて全部見直すような指導を市にしていただくというのがよろしいのではないかと思います。

【針塚委員長】 どうぞ、納富委員。

【納富委員】 そもそも論ですけれども、例えば、ホテルマンだったら24時間勤務ですよね。長時間ですよね。いろんな大型スーパーでも10時とか11時とかまでというように営業時間は長いわけですけれども、実際そこで働いている人たちは、きちんと8時間で働いているわけだから、営業時間が長くなつたからということで長時間というのは、全体の長時間という言葉において個人の長時間分を出すというのは、そもそもがおかしかつたのではないかと感じます。

【針塚委員長】 どうぞ。

【上田委員】 一般の企業と同じ8時間、そのうち1時間の休憩といつても、実際に子どもと全く会わない時間というのは先生方はないように思われます。お昼寝のときに子どもを急にお迎えに行かなければいけなかつたら、先生たちは寝ないで子どもについていたり、子どもの添い寝をしながらも、疲れきっていらっしゃいます。ほかの業種に比べたら、先生が一人になって1時間しっかり休憩がとれることはないと私は思っています。先生方は8時間だったら8時間の中で休んでないんだろうなと。御飯を食べるときも子どもと一緒に食べていますし、お母さん方から話があれば遅くまで残らないといけないことがありますので、その意味を込めてこれがあつたと私は思っています。その辺も、先生方がしっかり休みをとれる、しっかり休憩をとつていただく時間が配分できるよう先生方が増えたらいいなと思います。しっかり先生方に休む時間もとつていただきたいなと。これが減る分、お金で増える、減るとかではなくて、休み時間をしっかりとれるようにしていただければと思います。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【松山委員】 今のご指摘は理解できますが、それはあくまで事業体としての労務管理の問題だと思うのです。保育士さんのお仕事がそういうふうに大変だというのは理解できます。ただ、私、民間企業にもいましたけれども、実態は年中無休です。それは似たりよったりなのです。保育士さんのほうがより条件が厳しいというのは理解できます。でも、それをトータルでマネジメントするために経営者がいるのです。そこをきちんとやってもらわないと困るよねというのが今の政策の動きだと思います。

【上田委員】 私は市民の代表で来ていますので、市民としてはこう思います。私も実際仕事をしていますし、主人も24時間営業で働いておりますので、実際、休みはありません。でも、市民として、先生方の健康といったことを思うのであれば、園長先生たち側に、保育園側に、しっかりと休みを設けていただく。この勤務の中でやるのであれば、しっかりした休みをとっていただくということも頭に置いてほしいなということがあります。その意味を込めて、市民からの公募委員としてここで発言させていただくのであれば、先生方は休みがとれてないなというのが率直な感想です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

労務管理等々の問題も含めて、廃止になった場合、どう長時間手当等が執行されているのかについて、改めて確認をいただきたいということだと思います。よろしくうございましょうか。

ほかにはございませんでしょうか。どうぞ、渕野先生。

【渕野委員】 いろいろな立場で、いろんな意見が出ていて、それがこれから充実する材料になると思っていますので、その意味では、ほんとうにいろんな話が聞けて、私も勉強になっているところです。

ただ、一つだけ保育園のことを。13ページの4のところに書いてあるんですが、社会福祉法人制度改革の動向で、福岡市内の私立保育所のうち約93%は社会福祉法人により運営されていると。福岡市は大多数が社会福祉法人で運営をしていることを考えますと、少子化の問題も含めてですけれども、保育園がこれまで福岡市の子どもたちをほんとうに安心安全に預かってきたことに関しては、福岡市の皆さんはもちろんわかつていらっしゃると思います。

その中で、指導する部分、先ほどの保育士の一つ一つの生活の部分をよく見てあげられ

るような制度というよりも、どう言つたらいいんですかね、やり方をよく……。監査が1年に1回ありますから、そのときに、保育園がどう運営されているのか、書類を事前にたくさんいただきますが、数字だけのチェックではなくて、その中で、保育士さんたちが福岡市の子どもたちを安全に預かっているという部分をもうちょっと認めてもらえるような、そういう仕組みを設けていただきたいと思います。保育園がなければ福岡市の子どもたちは行き場がないわけで、そう思うと、福岡市と社会福祉法人の人たちが、より強くこれから協働していただいて、子どもたちの幸せのために力を合わせてもらわないといけないと思っています。

保育園は幼稚園と違って、先ほど私が、保育園に行くと保育士さんが暗いよねと思ったというのは、長時間神経をすり減らして、障がいのある子どもたちも含めてゼロ歳から預かっている日常の仕事は、まさに激務です。ただし、保育士はそれが役割なので、それが業務ですので、どんなに辛くても子どもをいろんな意味で安全に預からなくてはいけないというのは決められていることで、そこは保育士さんたちはよくわかっていると思います。

ただ、お昼寝のときに一緒に寝るというのは、実は悪いんですよね。寝ている間に窒息して死ぬとかいうことが起こるので、寝ても10分おきにゼロ歳児のチェックをする、どういうふうに寝ているかというのをチェックすることも義務づけられていると思います。そういうことも含めて、普通の会社の運営では見られない業務があることはわかつていただきたいと思います。

そんなことも含めると、保育士さんたちがほんとうに生き生きと元気に、子どもたちをこれから先も間違いなく預かってもらうために、福岡市とともにかく手をとってもらって。私、これは何度もお願ひをしなければいけないんですけど、障がいのある子どもたちがほんとうに増えています。障がいのある子どもと認定されている子ども以外のグレーゾーンの子どもがほんとうに多いんですよね。

幼稚園では、当たり前のようにたらい回しにされた障がいのある子どもがうちの園に最後にいらっしゃいます。健常児と暮らすことで、その子たちも成長するからということで、ずっと積極的に預からせてもらっているんですけども、保育園で障がいのある子どもが一人入ったとしたら、うちの今の状況だったら厳しいなと思う部分があるんですね。それはどういうことかというと、保育士がまだ十分ではないということなんです。そういうことがマン・ツー・マンでできるようになると、ほんとうにみんなが安心して暮らせるのではないか。そこは今、課題にしているところです。

じゃあ、そこに給与が発生しないからだめなのかということにもならないので、そこは経営者の努力しかありません。お金はどこから持ってくるかといったら、それは頭をひねらないといけません。補助金だけに頼っている運営というのはあまりいいことではなくて、自助努力というのが課せられておりますので、そんな意味では、それぞれ大事な補助金と自分たちの保育料として1号の子どもからいただくものと、そういったものをきちんと考えながら運営していく経営者の力が必要だと思います。今日は最終回ですので、そういうことに関して、ぜひ2者が協力していくことをお願いしたいと思います。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございました。

例えば、15ページに保育所経営者の責任と保育士の待遇というところ、ここにはお金の問題のようなことは随分書いてあるんですけども、今、渕野委員からお話しいただいた問題は、経営者の方が、いわゆる経営的な問題だけではなくて、保育上の運営の問題も含めて保育士さんとともに明確化していくということも待遇の問題の中に入ってくるのではないかと思いますので、そのようなことを考えて、もう一つ加えられればと考えております。ありがとうございました。

ほかによろしいですか。どうぞ。

【木村委員】 木村です。ずっと発言する機会を持てませんでしたけれども。記憶が確かだったら3回目ですかね、保育協会さんが、長時間保育手当が減ってどうなるかという危惧は、その後、委託を受ける子どもの数によって経営が左右されるという言い方で、この変動がどうもという議論だった記憶があります。そう考えると、補助金、手当はなくなるという方向で結論が出ると思うんですけど、そういった中で、社会福祉法人という組織がぬるま湯につかっていたのかなと。そう言ったら保育協会さんに怒られるかもしれませんけど、そういう印象を持たれていて、松山委員のご意見などはまさにそうなのかなという気がいたします。

そういう中で、介護保険ができて以降、ずっとほかの福祉でも出てきたような、競争といいますか、質の向上のために、各保育園、社会福祉法人が経営、あとはサービスの向上に向かってこれから努力していかなければいけない。そのための一つのきっかけが、この長時間保育手当の廃止で、ある意味、保育協会さんからすれば、言い方はあれですけど、冷や水ぶっかけられたようなところなのかもしれません。ほんとうは違うのかもしれませんけど、そういう感がします。そうかと言って、完全に民間ベースで全部やれるものでも

なくて、保育サービスの提供には市が絡まないわけにはいかない。保育の質の向上や保育士さんの待遇の向上については市にも責任があるし、もちろん経営者である社会福祉法人も当然責任があるわけです。

私も、保育士や福祉の専門職を目指す学生を養成している大学としては、保育士をはじめとする対人社会サービスといいますか、福祉職の人たちの待遇と社会的地位の向上ですね。さっき松山委員がおっしゃっていましたけど、私も非常に低いなという、じくじたる思いをしております。特に、資料を見て思ったのは、福祉専門職は保育士よりさらに低いのかという。私、福祉学科の所属なので、非常にじくじたる思いがしております。

そういう中で、もちろん経営の努力も大事でしょうけど、保育士さんも各自、一人一人プロフェッショナルとしての資質を高めていくといった努力も必要ですし、それをまた、業界といいますか市が支援をしていくような将来の方向性というのも必要なかなという気がしております。

以上です。

【針塚委員長】 ありがとうございます。

先ほど来ありますように、今後、この補助金をもし見直すことになったとしても、市にはかかわっていただきたいというご意見が出ていましたので、やっていただきたいと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。

(「なし」の声あり)

【針塚委員長】 ありがとうございます。

特にご意見ないようでしたら、議論はこれで終了させていただいてよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

本日もいろいろご意見を頂戴いたしました。このことにつきましては、繰り返し申し上げたようなこともございますが、委員長である私に文面の加筆などをご一任いただき、最終的な文案は事務局と調整した上で皆様にご確認いただくという形をとらせていただけます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【針塚委員長】 最終の報告書ができ次第、本検討委員会を代表しまして、私のほうから福岡市に報告書を提出させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では、これにて本委員会における議事は全て終了したことになります。ありがとうございます。

いました。

最後に委員長として、一言ご挨拶申し上げたいといたします。

本委員会は保育所運営補助のあり方を検討する委員会でありましたが、検討の基底の一つには、子どもたちの健やかな成長と発達をどう支援するかということです。それに伴い、保育という重要な職務を遂行する保育士の方々の待遇をしっかりと保障するということもございます。

二つ目は、国新たな制度が施行されることに伴い、これまでの福岡市の補助がどういうものであったか、今後の補助のあり方はどうするべきかを検討する委員会でございました。

各委員の皆様には、それぞれのお立場から真摯なご意見とご議論をいただきました。また、福岡市保育士会様から実際に保育を担当されるお立場からご議論いただき、さらには、その経営をなさっておられます協会様からも、いろいろなお立場からのご意見をいただきました。

また、福岡市こども未来局からは、行政サイドの客観的なデータ等をご提供いただき、ある程度の今後の方針性などのモデル案も示していただきました。これまでの補助金の実態を含めて、今後の展望といいますか、これについては皆様方のご意見を反映させていただきたいと思っております。

今度、最終案をまとめさせていただきますが、この報告書が全ての立場の方々に満足いただけるかどうかわかりません。納得いくものではないところもあるかもしれません。しかし、委員会としては、極めて公正かつ真摯に客観的な立場からご議論いただき進めてきたと思っております。

今後は、この報告書をもとに、福岡市におかれましては、子育て支援と保育士の待遇という重要な視点を持たれつつ、公正適切だと市民の納得がいく保育所運営補助を含めた保育行政を進めていただくよう希望いたしたいと思います。

どうも皆様ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項等がありましたらお願ひいたします。

【事務局】 企画調整部長の舟越でございます。閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、8月から本日に至ります4回にわたる本検討委員会にご出席いただきまして、また、最終日の本日に至りますまで、大変熱心

なご議論をいただきまして、まことにありがとうございます。また、針塚委員長におかれましては、会議の運営、そして論点の整理、取りまとめに多大なご尽力をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

本委員会の目的は、国の新制度の実施に伴いまして、福岡市の独自施策であります保育協会補助金について検証し、今後の補助金のあり方についてご検討いただくものでございます。そのため、委員の皆様方には、本市の保育施策や保育士の処遇の状況をはじめ、国の新制度、そして社会福祉法人改革の内容など、大変短い時間の中で多岐にわたるご説明をさせていただきますとともに、保育士会、そして保育士協会の皆様、また、こども未来局の意見陳述に対しまして熱心に耳を傾けていただき、おかげさまをもちまして多くの貴重なご意見を頂戴いたしました、こうして本日、報告書案を取りまとめることができたところでございます。

今後につきましては、本日いただきましたご意見も含めて、最終の報告書をいただきます。この報告書を十分に踏まえながら、福岡市といたしまして、今後の保育所運営補助のあり方をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

本日までの委員の皆様の大変ご熱心なご議論に改めてお礼を申し上げまして、事務局からのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

【針塚委員長】 事務局の皆さん、大変お疲れさまでございました。お世話になりました。

以上をもちまして、福岡市保育所運営補助のあり方検討委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。委員の皆さん、ありがとうございました。

—— 了 ——